

沖縄県アレルギー疾患対策推進計画(案)の概要(案)

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨、2 位置づけ

沖縄県におけるアレルギー疾患対策の取組を総合的に推進していくことを目的にアレルギー疾患対策基本法(以下「法」という) 第13条に基づき策定

3 対象とするアレルギー疾患

法第2条に基づき、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎等

4 計画の期間:令和8年度から令和12年度までの5年間

第2章 アレルギー疾患対策の施策体系

I アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減

II アレルギー疾患医療の均てん化の促進

III アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

第3章 アレルギー疾患をめぐる現状と課題

3 アレルギー疾患をめぐる現状を踏まえた諸課題

(1)アレルギー疾患に関する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防

- ・インターネットには情報があふれ、適切な情報選択が困難である。
- ・正しい知識入手できる環境を整えていくことが必要である。
- ・アレルゲンは食品をはじめ様々な因子が存在する。
- ・患者を取り巻く生活環境の改善や、患者自身がアレルゲン増悪因子を軽減、回避することが必要である。

⇒①適切な情報提供

⇒②生活環境の改善

(2)アレルギー疾患に係る医療提供体制の確保

- ・かかりつけ医に対し、標準的治療に関する情報を常に提供できる環境を整備する必要がある。
- ・拠点病院を中心に重症及び難治性のアレルギー疾患患者への連携した治療が必要である。
- ・医療従事者のアレルギー疾患医療に関する知識と技能の向上を図る必要がある。

⇒①医療提供体制の整備
②医療機関に関する情報の提供

⇒③医療従事者の人材育成

(3)アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

- ・アレルギー疾患に対応する機会が多い保健師、管理栄養士等の資質向上を図ることが重要である。
- ・学校や保育施設等において、アレルギー疾患の正しい理解と、適切な支援の体制づくりが必要である。
- ・周囲の関係者がアレルギー疾患の理解を深め、適切に支援していく必要がある。
- ・災害時には患者やその家族の家庭での備蓄の備えや、アレルギー疾患に配慮した食料の備蓄等が必要である。

⇒①支援する人材の育成

⇒②支援するための連携体制づくり

⇒③周囲の理解促進

⇒④災害への備え

第4章 アレルギー疾患対策に係る施策の展開

施策の柱I アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減

施策1 アレルギー疾患に関する適切な情報の提供

- ・ホームページによる情報の発信
- ・拠点病院における相談対応
- ・患者やその家族、地域住民に対する研修会の開催
- ・医療機関情報の掲載

施策2 大気環境の情報提供

施策3 受動喫煙の防止

施策4 アレルゲンを含む食品に関する表示等の対策

- ・大気汚染物質の監視測定、情報提供
- ・受動喫煙防止の関する普及啓発
- ・食品関連事業者等に対する適正な表示制度の普及啓発

施策の柱II アレルギー疾患医療の均てん化の促進

施策5 医療提供体制の整備

- ・拠点病院を中心とした地域の医療機関との連携強化

施策6 医療機関等に関する情報の提供

- ・医療機関情報の掲載

施策7 専門的な知識及び技能を有する医師等医療従事者の育成

- ・医療従事者の知識や技能の向上に資する研修会の実施

施策の柱III 患者やその家族の生活の質の維持向上

施策8 アレルギー疾患に関する相談等に携わる支援者の育成

- ・保健師、管理栄養士等への研修会の開催
- ・国のアレルギー疾患に関する研修、動画の情報を共有

施策9 学校、保育施設等におけるアレルギー疾患に対する取組の向上

- ・アレルギー疾患に係る各種ガイドラインの周知
- ・特定給食施設への研修会実施、指導、情報提供
- ・学校、保育施設等の職員に対する研修会の実施

施策10 観光客、在住外国人への食品に関する情報提供

- ・観光客、在住外国人への食品に関する情報提供

施策11 災害に備えた体制の整備

- ・災害用備蓄物資の購入
- ・災害時に役立つ情報提供及び普及啓発

第5章 計画を推進するための体制

1 計画の推進体制

協議会を定期的に開催し、アレルギー疾患対策の施策を検討、協議、評価を行う。

2 関係機関等との連携や協力

拠点病院をはじめ、関係団体等との連携・協働を図る。